

童の心の状態を把握する。

- ・ 6年生については、小中のスクールカウンセラーと連携し、命の大切さの授業を実施し、児童の悩みをすくう受け皿とする。

**(7) 保護者・地域との連携**

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

**(8) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布**

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 毎日使用するランドセルに入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

**(9) SNS相談**

- ・ 相談先が24時間365日あることを小学4年生以上の児童に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を活用して、SNS相談の体験活動をさせる。
- ・ ICT支援員による情報活用の授業において、スマートフォンやタブレットなどの使い方、SNSとの付き合い方について指導する。

**6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）**

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながるおそれのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見、早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

**(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応**

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ・問題行動等対策委員会」に報告し情報を共有する。
- ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童・保護者のみならず、関係児童・保護者に対しても説明し、協力を得るよう努める。